

STOP! THE ハッ場ダムニュース



in 埼玉

No. 26 2008.10.24

●ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子 ●

念願の“ハッ場ダム中止”へ！

歴史的な政権交代となった選挙が終わって2日後、「ハッ場ダム中止！」への期待が高まる中、裁判が開かれた。嶋津暉之さん（原告側）と県職員斎藤さん〔被告側〕の二人の証人を迎えて、証人喚問が静かだが、満場の熱気の中で行われた。

斎藤証人の陳述から県の姿勢が見えてきた。園に言わると鵜呑みにして県独自の検証も判断も無く、ハッ場ダム事業に税金を投入してきた。今までに見直す機会はあった。戸倉ダムからの撤退のとき、ハッ場ダム事業費倍増のとき、また監査請求が提出されたとき、真剣に見直さなかつた県の責任は重いと改めて思うと同時に、上田県知事のハッ場に関する最近の発言には、事実誤認が随所に見られる。（「みんなのハッ場パーフェクトガイド」をお読みください。）

9月16日の新政権発足後、前原国交新大臣が「ハッ場ダム中止」を明言されて以来、またたく間に「ハッ場」が沸騰した。多くのマスコミが、「ハッ場ダム」を取り上げているが、しかしその報道のいい加減なこと甚だしく、またどの放送局も新聞も私たちの裁判について伝えることは無かった。

6都県知事が中止撤回を求め、市町県議会で推進を求める議決を行ったりしているのは、最後のあがきと見るべきか。解決が、長引かないようにと願うのみである。埼玉においては推進反対賛成両派がいる民主党県議の対応が問題となり、衆目的となっていたが、ようやくマニフェスト通りで、決着した。マニフェストを掲げ闘った衆議院選挙結果〔埼玉〕を見れば、当然なことだ。

来年の通常国会で、ハッ場ダム中止に向けて法案が提出される予定だが、その内容について会としてもチェックしていきたい。今後も現地の住民が、ダム無しで生活再建していくように、私たちも一市民として出来ることから協力していきたい。先ずは川原湯温泉に出かけよう！！

藤永知子

■ 次回の裁判は12月9日(水)11時～です。

結審しますので、ぜひ傍聴に来て下さい。

9月2日・証拠調べ期日の報告

弁護士 野本翠生

ハッ場ダム埼玉訴訟は、9月2日（水）の午前11時から、ハイライトとも言うべき証拠調べ期日が行われました。

本来であれば、利水・治水両面からのダム建設の必要性、ダムサイト周辺地盤の脆弱性、ダム建設が周辺の環境に与える影響など各争点について、専門家証人の尋問を行うところですが、そうなると数期日を要することになってしまいます。このため、埼玉訴訟では、先行している各地の裁判ですでに証言をしていただいている専門家証人の証言内容については、その尋問調書を書証として提出することにし、「利水の面からのハッ場ダムの必要性」というテーマに絞って証拠調べ・証人尋問を行うことになりました。

9月2日は、「ハッ場ダムの建設中止」をマニフェストに掲げた民主党が総選挙で大勝した直後ということもあり、報道各社も傍聴席に姿を見せ、大変な注目を集める中で証人尋問は行われました。

原告側からは、原告を代表して嶋津さんに証言をしていただきました。60枚を超えるスライドを用意し、これを法廷の壁に大写しにすることにより、傍聴者にもわかりやすい証言となるよう工夫をしました。膨大なデータの解析をもとに、県や国交省の説明の誤り・不備を解き明かしていく嶋津さんの証言は、裁判所にも確実に伝わったことと思います。

県側からは、県の水計画行政の責任者であった齋藤弘証人が証言台に立ちました。過去10年余りの間に実に3回も水需要予測の見直しをした県の予測手法のお粗末さであるとか、県が盛んに“暫定”的なものであると強調する農業用水転用水利権が、実はこれまで途切れることなく取水が認められていることなどについて、かなり突っ込んだ反対尋問を行い、証人が答えに窮する場面もありました。詳細については、是非、尋問調書をお読みいただきたいと思います。

証拠調べが終了したことにより、埼玉訴訟もいよいよ結審に向けて最後の作業を行うことになります。11月9日(月)に進行協議を行った後、12月9日に最終の口頭弁論期日が開かれる予定となっています。

ただ、前原大臣がハッ場ダム事業の中止、関連予算の凍結の方針を明確にしたことにより、ハッ場ダムの必要性に関する国交省の説明自体もこれまでとは違ったものとなってくる可能性があります。その場合には、新たな証拠調べの必要性を訴えて、裁判の続行を求める展開となることもあります。いずれにせよ、今後の埼玉訴訟の動向にご注目ください。

明るい展望を開いた第23回裁判

野口 皖永

第23回裁判は、9月2日浦和地裁105法廷で行われた。1都5県で争われている本裁判の中で、すでに東京都、群馬県、茨城県の地裁判決がいずれも我々原告が敗訴の不当判決になっている中で、闘いの軸足を司法から政治へと移す必要を言う人も出てきていた。

ところが、図らずもその「闘いの軸足」ともいえる政治決戦が8月30日の衆院選挙となってやってきたのである。この選挙において、ハッ場ダム建設中止をマニフェストに掲げた民主党が政権を現実のものとした直後の第23回裁判となったのである。

そのためか、市民やマスコミの関心も高く、傍聴席も満員で入れない人も居た。また、裁判は、午前11時から午後5時までの長時間に渡り、原告側証人（市民）及び被告側証人（埼玉県）の証人尋問ということも、多くの人の関心を呼ぶところとなつた。

被告側証人は2年前まで本県の土地水政策を担当していた職員が証言した。初めに原告側証人として原告でもある嶋津さんが証言した。既述した東京・群馬・茨城の各地裁判決はどれも似たり寄ったりの被告側の言い分をそのまま判決にしたような内容で、「需要予測は不合理とはいえない」とか「不合理な過大予測とは言い難い」、「裁量の範囲を逸脱した違法であるということはできない」といったもので。いずれも説明義務を果たしていないものであった。

今回の裁判は利水に関してであったが、嶋津さんは良く調べ事実に基づいて科学的に判断し、この3判決も踏まえて、被告埼玉県が主張するところの矛盾点をスライドを使ってわかり易く陳述した。既述したように今回の証人尋問は、利水の合理性について争う内容であった。利水については裁判開始当初から、我々原告は県側の水需要の過大予測を指摘してきたが、いよいよ裁判が進行する中で、その矛盾を繕えなくなつて最近になって急に下方修正をした。

しかし、県側はあくまで今裁判でも「不合理な過大予測とは言い難い」（東京地裁判決）という同じ判決を引き出すべく様々なごまかし、言いつくり、不合理な数合わせに終始したのが今回の裁判（証人尋問）だったと思う。

今回証人の島津さんは、利水について様々な角度から検討し、被告（県）のいう「水需給は不足している」という主張を論破した。様々な角度とは、水需要の実績値および予測値、保有水源の正当な評価、利水安全度5分の1から10分の1への県側の変更意図、利根川水系の少雨傾向の県側の主張の誤り、利用できる水量の意図的過小評価（取水された用水の還流や支川である鬼怒川や小貝川等からの流入量を無視）、過去における取水制限は殆んど問題がなかつたこと、そして農業用水転用水利権、・・・等々。

中でも、農業用水転用水利権については被告（県）やその証人は偽証ともいえるごまかしであつたと思う。被告は、この農業用水水利権について4～9月のかんがい期は安全水利権であるが、10～3月の非かんがい期は暫定水利権で対応しているので、ハッ場ダムへ参加し、冬期の水利権を確保しなければならない、と言う主張をしている。しかし、実態はどうかと言え

ば、40年近くも何の問題も無く給水されてきたという実績があり、取水に支障をきたしたことはないのである。したがって、水道水も農業用水と同等の扱いをされてきているし、「相互に他の水利使用を尊重しなければならない」という河川法の趣旨からも問題がないのである。従って、証人嶋津さんは「利根川では冬期には水利用の面で余裕があり、現行のままで農業用水転用水利権の冬期の取水が現実に可能であるにもかかわらず、八ッ場ダムへの参加を強制することがあれば、まさしく不当な義務を課していることになり、違法なものとなる」と述べ証言を結んでいる。

国交省は9月中旬に本体工事の入札を予定し、既成事実作りに使おうとしていたが、民主党政権と言う、新しい事態のもと入札延期（凍結）を表明した。長い自民党政権のもと政・官・財癒着構造が続き、ダム建設に象徴されるような無駄な公共事業が続いてきた。しかし、いまこの構造を打破すべきチャンスが到来している。民主党政権という大きな政治の流れを味方に、司法の場でも勝利を勝ち取って環境を守り、真に国民の生活に役立つ公共事業の新しい流れをつくり、一人ひとりの市民の意志が尊重される新しい日本を作るために頑張りたい。…そう決意させてくれた証人尋問裁判の一日であった。

政権交替が実現した…八ッ場ダムが止まる！

所沢市 河登一郎

1. 私たちの悲願である「八ッ場ダムを止める」ための最大の障害だった「政府」が変わりました。利権にまみれながら、国交省（建設省）と二人三脚で半世紀を越えて八ッ場ダムを推進してきた自民党政府が惨敗し、「八ッ場ダム中止」をマニフェストに明記した民主党の圧倒的勝利に終わったのです。私たちの地元埼玉県でも15小選挙区のうち14名が民主党、一人は自民党の良識派といわれる方です。（他に比例区で自民党1；共産党1）。

私たちは、特に誤解されやすい問題点に関する論点を明快に整理した＜八ッ場パーソナルガイド＞を県選出の（旧野党）全衆議院議員と参議院議員全員に届けました。

この政権交替自体が歴史に残る快挙であり、当会の皆様と一緒に祝杯を上げたいと思います。しかも、新しい前原国交相は、私たちの要望に応えて、就任後早々「八ッ場ダム中止」を明言され、その後の雑音に対しても姿勢は全くぶれていません。

2. 一方、「地元住民」と称する多くの利権受益者や埼玉県知事を含む都県知事や都県議会議員などからも「建設中止反対」が相次いでいることは連日の報道でご存知の通りです。こちらも想像以上の反応です。反対を叫んでいるこれらの人たちにはいくつかの異なる背景があると考えられますので、民主党はそれぞれに対するキメ細かい対応が必要だと思います。

(1) 長年、ダムに反対してきたけれど、ダムを前提とした生活再建以外に生活を再建する方法を見出せない状況に追い込まれてしまった人々。

この方たちが政官業の利権構造の最大の被害者ですから、真摯に実態を調査し、正当な補償と、地元再建事業を早急に実現すべきです。

そのためには、当事者の代表や公平な第三者・専門家、及び国交省・民主党を含む委員会を設置し、具体的な作業に着手すべきです。この事業では、ハコモノでなく、破壊された自然の再生を含む雇用に配慮すべきだと考えます。

地元住民の中には、それまで待てない場合もあるでしょうから、早急に仮基準を策定し、その一部を仮払いすることはできないでしょうか。

(2) 従来、国交省の手先として、或いは事実上の随意契約受注者として、必ずしも公正とは言い難い利権や補助金の恩恵に与ってきた人たち。この方々は「有力者」であることが多く、その分「声」も実態以上に大きく報道されています。

○両方とも「地元住民」と云われていますがその性格は違います。問題は、(1)と(2)との境界が必ずしも明確ではなく、現状では(2)の方が多いような印象で報道されることもありますが、(1)に対する国の公正・妥当な対応が具体化するに従って、(2)の多くは自然消滅してゆくのではないでしょうか。

(3) 下流都県の知事・行政・議会：

①表向きの理由は、利水（特に「暫定水利権」）と治水（洪水対策）です。しかし、この2点については、当会を含め、多くの専門家の指摘でほぼ論証されていると考えますので、虚心に事実関係を復習して頂ければ済むことだと思います。今後の対応としては、「暫定水利権」を実態に合わせて名実ともに「安定水源」にする手続きと、従来優先されなかった堤防強化に関する具体的な施策の実行が必要です。

②最も重要な理由は、「建設中止」に同意することが、過去建設推進に加担してきた都県行政判断の誤りを認める結果になるからでしょう。継続中の訴訟においても損害賠償責任に結びつく恐れがあるからではないでしょうか。

③一部には、関連事業の下請け業者との癒着が中止反対の根拠である点を指摘する声もあります。私たちは、従来の政官業の癒着の実態を、国だけでなく地方自治体も含めて無数に見てきましたので充分ありますことだとは思いますが、本件に関しては、想像の域を出ません。

3. いずれにせよ、半世紀を越え、糺余曲折を経ながら強硬に進められてきた巨大事業ですから、凄まじい利権としがらみを生んでいることは想像に難くありません。

そのような圧力に屈することなく、新政権と、生まれ変わった？国交省が、本件を「日本再生」の第一歩として真剣に取り組むことを、民主党に投票した圧倒的多数の国民は強力に支持しています。

私たちの運動も最後の重要な局面に達しました。もう一息です。頑張りましょう。

河川法改定案の発表とともに、建設予定地を訪れた後、中止に伴つて地元への補償新法を表明した。前原誠司国交相は建設予定地を訪れた後、中止に伴つて地元への補償新法を表明した。

萩原 昭朗



八ヶ場ダム推進会
委住民協議会会長

はぎわら・あきお
1931年生まれ、71歳
1991年町議。99年「八
ヶ場ダム水没関係5
地区区対策委員会
委員長となり、國との補償交渉を行
ってきました。

住民は賛成派も反対派もあること考慮
地元だけでなく下流の首都・東京守る

焼山内閣の発足にあわせ、
ダム建設地の住民で「八ヶ
場ダム推進会住民協議会」
を結成し、首相や閣僚に面談
を提出した。求めたのは、
ダム建設を中止して、
地の造成や付帯道路・鉄道の工事について、國や
県と交渉を続けてきた。
一方、65年ころから反
対運動が盛り上がり、66
年に町議会はダム反対を
決議した。町の選手も受
け入れられていなかった。
川原謙蔵が水に沈み、「國
の恵み」と称される西高
谷の橋脚が失われるなどは免
められていなかった。
近頃は、国交相ともかか
り、税金が使われても認
めたままの田畠を、
省の職員が、糞糞を袋詰
められて運んで扱われることも聞こえた。

川原謙蔵が水に沈み、「國
の恵み」と称される西高
谷の橋脚が失われるなどは免
められていなかった。
だ。代謝堆が与えられたが、
光觸感がないなぜ、旅館の
経営は厳しくなるのか。な
くともう点では、賛成派も反
対派も続いた。
河川法改定案の発表とともに、建設予定地を訪れた後、中止に伴つて地元への補償新法を表明した。

「反自民」より地元の声

ダム建設計画が地元に
提示されたのは一昨年
年。あから57年が経過
した。私は建設の中心と
なる長野県で生まれ育
ったが、当初から条件付
きで賛成派だった。建設
に伴つて道路が整備され
れ、交通の便が悪くなれ
ば、町の農林業や観光業
が発展する所と考えた。
年、町議に当選してから
は、水没地の生活環境
を実現させるため、代謝
の造成や付帯道路・鉄
道の工事について、國や
県と交渉を続けてきた。
一方、65年ころから反
対運動が盛り上がり、66
年に町議会はダム反対を
決議した。町の選手も受
け入れられていなかった。
川原謙蔵が水に沈み、「國
の恵み」と称される西高
谷の橋脚が失われるなどは免
められていなかった。
だ。代謝堆が与えられたが、
光触感がないなぜ、旅館の
経営は厳しくなるのか。な
くともう点では、賛成派も反
対派も続いた。

川原謙蔵が水に沈み、「國
の恵み」と称される西高
谷の橋脚が失われるなどは免
められていなかった。

ダム建設計画が地元に
提示されたのは一昨年
年。あから57年が経過
した。私は建設の中心と
なる長野県で生まれ育
ったが、当初から条件付
きで賛成派だった。建設
に伴つて道路が整備され
れ、交通の便が悪くなれ
ば、町の農林業や観光業
が発展する所と考えた。
年、町議に当選してから
は、水没地の生活環境
を実現させるため、代謝
の造成や付帯道路・鉄
道の工事について、國や
県と交渉を続けてきた。
一方、65年ころから反
対運動が盛り上がり、66
年に町議会はダム反対を
決議した。町の選手も受
け入れられていなかった。
川原謙蔵が水に沈み、「國
の恵み」と称される西高
谷の橋脚が失われるなどは免
められていなかった。

川原謙蔵が水に沈み、「國
の恵み」と称される西高
谷の橋脚が失われるなどは免
められていなかった。

論点

ハッ場ダム問題を考える

嶋津 崑之

市民団体「水源開発問題
全国連絡会」共同代表

しまづ・てるゆき
1943年生まれ。東京
大工卒。2004年まで
東京都環境科学監修會
問題研究会議の水があぶない
(共著)など。

完成は遠く中止で国費支出を減らせる
水没予定地の再生へ最大の取り組みを

前原誠司国土交通相が就任
せず、ハッ場ダム事業の中止
を明言した。ハッ場ダムは必
要性が失われ、建設すれば、
子孫に大きな負の遺産となる
ダムであるから、前原國交相
の姿勢に拍手を送つた。

葛飾の都市用水の需要は
工されていない本体工事を中
止すると500億円が浮
くが、利根川流域の一部
500億円を支払
してまた周辺地域に還
すべき金額は4460億
円にもなる。無駄が増え
るだけだ。

ダム建設地の住民は生
活をかけて、また地元の
中堅を守るために、
下流には葛飾・東京があ
る。ダムは過剰な日本の
中堅を守るために、
時点で水没地400ha
で、建設を受け入れた。
それによって、長い時
間がかかりすぎた。88年
世帯が富のじたが、
今年3回目でようやく世
帯が代謝地に移るなどし
て放棄された。放棄の
思いで土壟を取った人
も、代謝地の生活を前
向きに考え始めたところ
だ。これまでの約束を、
政権が代わったからとい
つて反古にするのは筋が通
わない。

治水、利水上も
不必要

周辺整備が進むハッ場ダム建設予定地。手前はつけ替え道路の構造=群馬県桐生市で8月30日、本社ヘリから三浦博撮影

ハッ場ダムの治水効果は小さ
い。最近50年間で最大の洪水
である1968年の日洪水で
その治水効果を試算してみる
と、治水基準点「八斗島」(群
馬県伊勢崎市)で水位を最大
で13m下げるだけであり、そ
のときの最高水位は堤防の最
上端から4m以上も下にあ
つたから、ハッ場ダムがあつ
ても利根川の治水对策として何
の意味もなかった。ハッ場ダ
ムの必要性は利根川の両面
で失われている。

さらに、ハッ場ダムは美し
い西湖風なら、かけがえの
ない自然を喪失させ、貯水池
を形成した。ハッ場ダムは必
要性が失われ、建設すれば、
子孫に大きな負の遺産となる
ダムであるから、前原國交相
の姿勢に拍手を送つた。

10年以降から漁の一途
たどりおり、将来的人口も
不明瞭した。ハッ場ダムは必
要性が失われ、建設すれば、
子孫に大きな負の遺産となる
ダムであるから、前原國交相
の姿勢に拍手を送つた。

葛飾の都市用水の需要は

前原大臣の声明に対して
「ハッ場ダムはすでに削除
できないので、今あるべ
つてできない」「建設したよ
りも中止した方がいい」「
ハッ場ダムの既設水利権が
ダム中止に伴つて失われる」
などの情報が流れ、ダムス
トップは誤った判断だという
意見が流布しているが、それ
の情報は事実ではない。

第一に削除だといふのはダム
事業費の割合が昨年度までに
すべて別のもの、関連事業の付
け替え問題、付加費用、代
代謝造成の充実部分の割合
は20%以下で、工事は大幅に
遅れており、完成までの道の
りは遠い。

第二にダム事業を継続す
れば、地すべり対策工事費、苦
難川の流量の大半を取水して
いる東京の発電所への水路整
理、閑浦運河等が必要となり
追加予算により、1000億
円程度の増額が必要である。

この増額を実現すれば、利水
予定者の賃貸押金(国庫補助
金を除く)500億円)を返
り戻すとしたとしても、中止し
た方が国庫の支出を大幅に減
らすことなどがわかる。

第三に既定水利権といつて
もハッ場ダムなしで最早支障
なく使用できてしまったもので
あることなどがわかる。

現在、ダム中止に対してもダ
ムを建からぬい困難が出てさ
ば、解消されるといつてある。
それが代謝地への移転、補償金
をも、ダムを削除してこの生活
用水は当然である。ダムの中止
に当たっては、水没予定地に残
る人の生活を考慮し、地域

を取り組みがされなければならない。それは、不要なダム計

■ 前原誠司国交相は建設予定地を訪れた後、中止に伴つて地元への補償新法を表明

(読みにくい向きですみません)

ハッ場ダム「中止」 ふるさと再生の道



声高に言えぬ本音

心中たけで喜ぶ ダムは利益にならない

（著者：山口義典）

民主主義の前原誠司議員が八ヶ瀬ダム（群馬県利根川支流）の建設中止を主張して約2週間、大張りで訴えた地元の高崎市も少し落ち着きを取り戻始めた。同時に、ダム建設の熱意に躍れていた草も西に見えるようになった。住民たちの心からの願いは、ます「生活の方法」必ずしも「ダム」ではないように思える。（岸井耕治氏、岩手県）

国文田の後援会 具体策なし不信感

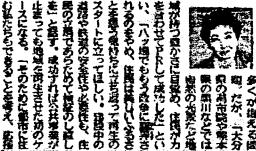
（著者：山口義典）

最初に生活再建を

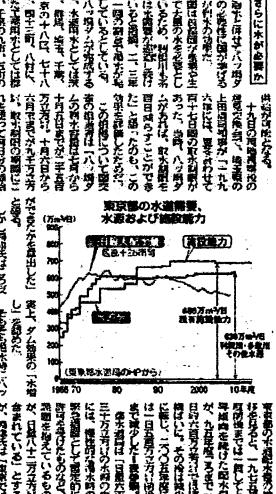
ダムに愚弄された民野原の歴史
1973年 カスリーン台風による村山川土砂災害
1974年 地元の高崎市がダム建設を実現するため、群馬県議院議員の高橋義典が立候補
1984年 村山川流域もつもつ連絡会によって八ヶ瀬ダム建設反対運動が開始
1985年 高崎市議会で八ヶ瀬ダム建設反対決議
1986年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1987年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1990年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1991年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1992年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1993年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1994年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1995年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1996年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1997年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1998年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
1999年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
2000年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
2001年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
2002年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
2003年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
2004年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる
2005年 月刊誌「ダム」で八ヶ瀬ダム建設反対運動を報じる

移転先の整備や
県道工事は継続

地域の豊かさ役立て 加藤登紀子さん



取水制限100日減は空論



非合理的な水利権行政 改めよ

首都圏需要減水「水増し」「効果薄」

ハッ場ダム 本当に必要?



崎津氏 河川改修が役に立つ

10月18日（日）午後、コア・いけぶくろにて、「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」と超党派議員による「一都五県議会議員の会」の共催で『ハッ場ダムのウソorホント？徹底検証！緊急集会』が開かれました。参加者150名。詳しくはハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/> を御覧ください。

● インフォメーション

*1 1月9日(月) 13:30~ さいたま地裁にて進行協議（原告は傍聴可）
15:30~ 11月定例会 コムナーレ9階ラウンジ(浦和パルコ9階)

ついに埼玉も結審！！傍聴に来て下さい！

十二月九日(水)は裁判傍聴へ

12月9日(水) 11:00~

さいたま地裁 105号法廷

*弁護士、原告の意見陳述があります。
傍聴に来て下さい！



八ッ場ダム住民訴訟5周年集会

■日時 12月6日(日)午後

■会場 全水道会館3階大会議室(150名) JR水道橋下車

■講演 保坂展人さん

*詳細は追って埼玉の会ブログや会員あて葉書等でお知らせします



各地の裁判

千葉県 12月22日(火) 13:10~ 千葉地裁 新庁舎法廷 判決

宇都宮市 12月22日(火) 13:10~ 東京高裁 口頭弁論

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局：さいたま市浦和区北浦和5-15-41-221 大高 方 TEL&FAX: 048-831-4891

★八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

★八ッ場ダム訴 <http://vamba.sakura.ne.jp> ★八ッ場あしたの会 <http://www.yamba.net.org>